

## 知事意見

### 1 全般的事項

1.1 環境の保全措置を検討するにあたり、これまで事業者が公表している資料（新山梨環状道路北部区間 技術レポート、環境レポート及び技術・環境レポート 抜粋版等）に記載した保全措置等についても環境への負荷の低減について把握し、準備書に記載すること。

1.2 環境の保全措置の検討は、方法書に記載した環境配慮事項（P.178）と整合を図るとともに、事業者の実行可能な範囲内で複数案の比較により行うこととし、その過程（経緯）及び結果を準備書に記載すること。

なお、環境配慮事項については、事業計画の進捗により見直しを行った場合、見直しを行った箇所及びその理由を準備書、評価書等に記載すること。ただし、見直し後の環境配慮事項が方法書に記載した内容より環境を悪化させないこと。

1.3 調査・予測及び評価を行う中で、方法書に記載されていない環境影響評価項目についても、方法書に基づく現地踏査によって、評価が必要な新たな環境項目が発見されるなど、環境への影響が懸念される場合は、必要に応じて手法の見直しを行ったうえで評価を行い、準備書に記載すること。

1.4 環境の保全措置を検討するにあたり、当該措置を行うと判断するための判断材料及び判断基準を準備書に記載すること。

1.5 評価は、環境の保全措置の実施前後を比較することによって行うこと。環境影響の軽減の度合については、出来る限り定量的若しくは客観的に明らかにすること。

1.6 大気質、騒音及び振動の評価を行うにあたり、都市計画道路に隣接する病院、保育所、社会福祉施設等の環境の保全に特に配慮が必要な施設については、当該都市計画道路が最も接近した場合を想定し、環境影響の把握に努めること。

また、対象道路と並行又は交差する既存幹線道路（主な国道、県道に限る）との複合影響についても明らかにし、その結果を準備書に記載すること。

1.7 当該都市計画道路は約9kmのトンネル区間が計画されていることから、トンネル掘削に伴う環境影響要因（工事用車両により発生する交通量、現況交通量、発生土等）を定量的に把握し、関連する環境影響評価項目（大気質、騒

音、振動、地下水、発生土等)に係る環境影響評価を行い、その内容を準備書に記載すること。

- 1.8 発生土の主な運搬道路については、トンネル工事における発生土の量を明らかにしたうえで、運搬車両の台数を見積もり、既存道路の交通量を加味する中で、大気、騒音、振動等の調査及び予測の結果を総合的に比較することにより、環境の保全措置を検討し、その結果を準備書に記載すること。
- 1.9 都市計画道路との主要なアクセス道路(当該道路の建設時に利用するものに限る)については、既存道路の環境影響の程度と併せてその影響について把握し、準備書に記載すること。
- 1.10 方法書には、大気質、騒音、振動その他の環境影響評価項目について、「特異な地形はない」と記載されているが、現地調査を行い特異な地形の有無について確認し、結果及び判断の経緯・理由について準備書に記載すること。  
なお、特異な地形ではないと判断した場合であっても、地形の影響を考慮した予測手法の適用に努めること。
- 1.11 都市計画道路は国立公園内を通過することから、公園内の生態系、景観、ふれあい活動等に係る環境の保全措置の検討については慎重に行うこと。

## 2 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する項目

### 2.1 大気質 (p.182 ~ 184)

2.1.1 トンネル内の大気汚染物質の排気及び処理の方法については、方法書では明らかにされていないことから、トンネルの排気及び処理の方法を明らかにしたうえで、予測・評価及び環境の保全措置を検討し、その結果を図表等により準備書に記載すること。

なお、拡散の予測については、出口付近における空気のかく乱を考慮したモデルにより行うこと。

2.1.2 トンネル坑口周辺における接地逆転層発生時の大気汚染の状況については、接地逆転層の発生頻度、発生時と未発生時の濃度分布及び時間変化について図表等によって明らかにし、その結果を環境の保全措置に反映させ、準備書に記載すること。

なお、トンネル坑口周辺・甲府駅北側市街地については、接地逆転層の影響による大気汚染物質の年平均値への寄与の程度についても明らかにすること。

### 2.2 騒音 (p.185 ~ 187, 191)

2.2.1 甲府市山宮町や甲斐市牛句等に建設される橋梁については、低周波音が発生するおそれがあることから、類似する事例等を参考に予測及び評価を行い、その結果を準備書に記載すること。

2.2.2 武田神社北側 (塚原地区) 及び荒川付近 (敷島北小学校付近) においては、騒音の伝播への地形の影響を考慮した予測及び評価を行い準備書に記載すること。

2.2.3 通常よりも大出力の機械が使用される大型建設機械は、一般車両の走行に比較して、低周波音を発生するおそれがあることから、住宅地周辺、都市計画道路に隣接する病院、保育所、社会福祉施設等の環境保全に特に配慮が必要な施設等の分布状況及び構造等を把握しておくこと。

2.2.4 排気塔を設置する場合は、騒音や低周波音の伝播状況を把握すること。  
また、接地逆転層の発生に伴う異常伝播や遠距離伝播が発生するおそれがあることから、排気塔の構造及び形状の検討については慎重に行うこと。

## 2.3 水質汚濁・水象（p.192）

- 2.3.1 河川等の環境の保全措置については、河川の利水状況を考慮しながら、工事に発生する濁水及び排水（切土、盛土、トンネル掘削等に伴う濁水、コンクリート打設工事に起因するアルカリ排水等）の水質・発生量等を見積もり、その結果を準備書に記載すること。
- 2.3.2 事業実施区域の地下水の流動について客観的に把握できる、クラスター分析等や既存の文献・資料を参照し、地下水位の観測場所に関する詳細な情報を記載するとともに、掘削工事や地下構造物の設置が地下水の流動に及ぼす影響について検討すること。
- 2.3.3 事業計画地周辺は、本県の温泉の中心的な地域であり、本県環境保全審議会温泉部会の審議方針において普通保護地域（湯村温泉郷周辺については特別保護地域）として指定されていることから、関係機関と十分な協議を行い、その結果を準備書に記載すること。

## 2.4 地盤沈下（未選定項目）

- 2.4.1 トンネル掘削等に伴い地下水位が低下する可能性があるため、地盤沈下の可能性については、湧水地、湿地等の分布・水位の変化の状況及び周辺の地下水の利用状況の現状を把握し、事業による影響が認められた場合の環境の保全措置の考え方を明らかにし、準備書に記載すること。

### 3 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に関する項目

#### 3.1 植物・動物 (p.195～196)

- 3.1.1 重要な植物及び動物並びに生態系の着目種については、生息・生育が確認された場所、生息・生育適地及び事業により土地が改変される可能性がある場所を対象に、可能な限り生育・生息状況及び改変面積を定量的に明らかにし、環境の保全のための措置の複数案を立案し、その妥当性について、事業者の実行可能な範囲内において比較検討し、その結果を準備書に記載すること。
- 3.1.2 既に確認されているオオタカの生息・営巣等への事業による影響については、オオタカの行動圏内における土地利用の変化(事業実施前後)、当該地域において主に餌となっている種の生息数及び生息環境の変化について整理すると共に、類似事例等の活用により、具体的な保全対策を策定し準備書に記載すること。
- 3.1.3 トンネル掘削等に伴い、地下水位が低下する可能性があるため、湧水池等に生息する希少種への生育・生息環境の変化による影響の可能性について把握し、事業による影響が認められた場合の環境の保全措置の考え方を明らかにし、準備書に記載すること。
- 3.1.4 希少種が確認された場合、専門家の指導を受けながら生息環境の保全措置を慎重に検討し、その過程・結果について準備書に記載すること。

#### 3.2 生態系 (p.197)

- 3.2.1 生態系の予測手法については、事業実施前後の土地利用状況について、動植物の生息環境に着目して可能な限り定量的に明らかにし、その結果を準備書に記載すること。
- 3.2.2 生息種の生息環境への影響を軽減するための環境保全措置については、事業者の実行可能な範囲内において複数案により検討を行い、その結果を準備書に記載すること。

## 4 人と自然とのふれあいの確保に関する項目

### 4.1 風景・景観（p.198）

4.1.1 事業による構造物及び植樹や法面緑化の検討については、フォトモンタージュを作成し、土地利用の状況を踏まえ、地域の景観に調和するよう配慮し、その検討結果を準備書に記載すること。

4.1.2 県道甲府昇仙峡線と本計画路線の交差する甲斐市と甲府市との境界付近は、秩父多摩甲斐国立公園内若しくは同公園に隣接することとなり、自然環境、景観については、特に配慮が必要な地区であることから、橋梁が甲府北部の山々の景観に与える影響については、主要な眺望地点からの視点に加え、地域住民、観光客の通過経路からの視点についても把握し、環境の保全措置を検討すること。

検討においては、国内外の類似事例を十分調査し、客観的な評価の視点を明らかにしたうえで、構造物の形状、色彩等について複数案を立案し、比較検討するとともに、比較を行った全ての案を準備書に記載すること。

4.1.3 武田神社周辺の景観・風景については、甲府地区の観光の拠点となる地域であることから、主要な眺望地点からの視点に加え、観光客の散策、地域の人々等の視点を尊重した風景（近景）についても環境影響評価の対象とし、その結果を準備書に記載すること。

4.1.4 荒川以西のほとんどの路線は地上部分であり、八ヶ岳や富士山をはじめとする山岳景観に配慮が必要である。そのため、構造物の形状・色彩については現在の景観と調和するよう、事業者の実行可能な範囲内において複数案の比較検討を行い、その結果を準備書に記載すること。

### 4.2 人と自然とのふれあいの場（p.199）

4.2.1 事業区域周辺には、国立公園や史跡等が存在することから、国立公園の主要な展望地や利用拠点などへの影響を考慮する必要がある。事業による影響の把握については、例えば、活動の場の利用者へのアンケート、専門家等へのヒアリング等のように広く意見を聞く手法を加えることにより、地域の利用状況を把握したうえで行うこと。また、地域住民の日常生活の視点も含めた環境の保全措置について検討し、その結果を準備書に記載すること。

## 5 環境への負荷量の低減に関する項目

### 5.1 廃棄物・発生土 (p.200)

5.1.1 事業は、トンネル掘削に伴う残土の発生が多いと予想されるため、残土（建設発生土）の再利用方法について準備書に記載すること。処分せざるを得ない残土がある場合には、その量と算定根拠、処分方法、処分地等についても準備書に記載すること。

5.1.2 事業は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の「対象建設工事」に該当する。同法第16条によりアスファルト・コンクリート塊、建設発生木材等の再資源化等（再資源化及び縮減）を行う義務がある廃棄物等を含め、発生する廃棄物の種類毎に、発生抑制、再資源化等の具体的な対策とそれを採用する理由を示し、廃棄物の発生量、再資源化量、搬出量及び最終処分量等を一般的な工法及び類似事例の引用等により定量的に予測・評価し、その結果を準備書に記載すること。

### 5.2 大気汚染物質・水質汚濁物質（未選定項目）

5.2.1 浮遊粒子状物質や光化学オキシダントの生成原因のひとつである揮発性有機化合物（以下「VOC」という。）の排出又は飛散を抑制するため、橋や高架橋、トンネル等の構造物の塗装時などにおいて水性塗装等の低VOC塗料を使用するなど、VOC排出抑制等のための措置を検討し、その結果を準備書に記載すること。

### 5.3 温室効果ガス（未選定項目）

5.3.1 車両の運行は地球温暖化の一因であることから、類似事例の引用等により二酸化炭素排出量を定量的に把握し、その結果を準備書に記載すること。